

9章 農村と都市の変容

問題

解説

【着眼点】

江戸幕府や各藩は農民から徴収した税によって運営されていた。そのため、農民は幕府・藩の経済基盤であったといえる。農民は幕府・藩によって保護される対象である一方で、確実に税を徴収するために様々な統制を加えられる対象でもあった。一方で、税を納めた後に手元に残る分を少しでも多くするために収穫高を増やそうと考えた農民たちは耕地を広げ、技術を発展させていった。そして、耕地の拡大は幕府・藩によって押し進められたものでもあった。江戸時代において幕藩体制について考えさせる問題は頻出である。この問題は上記のような視点から、幕藩体制を支えていた農民に対する統制と、農民たちによる技術の発展について考えるものである。また、幕府が発令した法令について考える際には、幕府に法令を発令する必要があったという点を忘れないことが大切である。

【知識の整理】

●農民統制の必要性

江戸幕府も各藩も何によって運営されたのであろうか。いつ何時でも支配する側は支配される側から税というものを徴収して財源とし、政治組織をつくり、そして動かした。江戸時代の支配する側である幕府と各藩は、支配される側のうち農民から税を徴収し、財源の大部分を農民からの税に依存した。当時の身分構成を考えると、百姓（イコール農民ではない）が大部分を占めるのであるから、財源の大部分を農民からの税に依存することは当然のことであっただろう。税を徴収するのであれば、だれがどこに存在するのかを支配する側が掌握する必要がある。幕府と各藩は検地を行い、それによって農民の掌握に努めた。豊臣秀吉による太閤検地が全国的な農民の掌握を可能にし、江戸幕府・各藩がそれを利用したのである。

また、貨幣経済の中で生きている農民が生活の苦しさから当座の生活資金を得るために生活基盤であるはずの農地を手放すこともあった。しかし、農民が農地を手放しては幕府・各藩は困ったことになる。幕府・各藩は自作農（本百姓）から税を徴収することにしていたからである。そこで、幕府は1643（寛永20）年、田畠永代売買の禁令を出した。田畠永代売買の禁令の発令は1641～42（寛永18～19）年に起きた寛永の大飢饉を契機とする。この寛永の大飢饉は西日本の干ばつと東日本の長雨と冷害による江戸時代最初の大飢饉であり、5万人以上の餓死者を出したとされる。この飢饉の中で、田畠の売買が盛んに行われ、多くの本百姓が農地を手放したために、幕府は田畠の売買を禁止する必要があったのだろう。

●農業経営の在り方

中世から近世にかけての農業経営は大農経営から小農経営と移り変わった。大農経営とは多くの小農民（下人・所従）を配下に持つ有力農民（名主）が経営の中心となるもので、比較的

広い土地を単位とした経営のあり方であった。小農経営とは有力農民に使われていた小農民が自分の耕作地を持ち、自分の家族の労働力により耕作を行うものである。家族の労働力を基盤とする小農経営は農家の主に家族に田畠を分割して相続させるという方法をとらせた。しかし、この分割相続は小農経営の維持には向かない点があった。つまり、小農民が生きていくために向かない点があったのである。一定量の米の生産高を維持することが生きていくために必要であるが、分割相続によって、小農民が一定量の生産高を維持できなくなる場合があった。1人が1年間に消費する米はおよそ1石だとされている。5人家族であったら5石の米が生きていくために必要となる。そして、税率を5公5民とすると、5石の米を年貢として納めることになるから全体で10石の米を生産する必要がある。分割相続によって、生きていくために必要な5石を生産できない田畠を農民が持つことにならないように、さらには農民の生活を維持させるために（年貢をしっかり徴収するために）、幕府は1673（延宝元）年に分地制限令を発令したのであった。この頃には小農経営、田畠の分割相続が一般化していたのである。これ以後も分地制限令はその内容を変えながら発令されるが、上記の説明にある10石・1町が分地を認める基準となっている。

●農民の生活維持

幕藩体制は本百姓を経済基盤とするものである。幕府・各藩（幕藩領主）は本百姓から確実に税を徴収することを一番重要だと考えていたのである。本百姓が税を納めるためには農業経営が安定している必要があり、そして、本百姓が生きていくためには生活基盤である田畠の維持が必要なのであった。さらに、本百姓自身が作ることができないものは、それを作っている人から買うことが必要であり、買うための貨幣入手する必要があった。

さて、本百姓が生きていくために絶対に必要なものは田畠の耕作権（収穫物の帰属）と貨幣のうちのどちらであろうか。それは貨幣である。田畠の耕作権は放棄しても小作農として、場合によっては農業をやめて他の生業に就くことによって生きていくことはできる。自作農にこだわらなければよいのである。1643（寛永20）年に幕府は田畠永代売買の禁令を発令した。しかし、上記の農民社会の状況が改まることはなかった。本百姓は貨幣入手するために生活基盤である田畠を質に入れた。そして、借りたお金を返すことができないとその田畠は質流れ（他人の手に渡る）となった。この質流れは実質的な田畠の売買である。本百姓はこのようにして田畠を失った。財政再建を最重要課題としていた8代将軍徳川吉宗はこの状況を改めるために質流し（れ）禁令を1722（享保7）年に発令したのである。これは小農を保護しようとしたものということができる。小農の中にはこの法令をかつての徳政令のように捉えた者がいて質流れ地の返還を求め、その要求が百姓一揆のようになった。質地騒動といふ。越後頸城、出羽長瀬での大規模なものが知られている。1723（享保8）年、幕府はこの質地騒動の波及を防ぐために質流し禁令を撤回した。これにより幕府は質入れ・質流れによる田畠売買を黙認することになったのである。

●農業経営における田畠の耕作

中世での大農経営では牛馬が犁^{すき}を引いて大農場の耕作を行った。いわゆる牛馬耕である。しかし、収穫物は名主に帰属するので、下人・所從の労働意欲は低く、技術を発展させようとい

う意欲も低かった。一方、近世での小農経営では家族が鍬によって限られた面積の田畠の耕作を行った。しかも、収穫物は自分たちに帰属するので労働意欲は高く、収穫高を増やすと技術発展に熱心に取り組んだ。これにより農業の多角化・集約化が進んだ。牛馬耕では犁で耕作できるところだけに食物を植えることができるのに対して、鍬によって耕作することにより田畠に多くの食物を植えることができてこれまで耕作が困難であった土地でも深く耕すことができるようになり、さらに生産高を増やすことができるようになった。

【解答のポイント】

問1

- 江戸幕府が分地制限令を発令した必要性を考える

本百姓の分地 = 分割相続が問題になってきていた

⇒その理由…分割相続が本百姓の生活を困窮させる→分割相続が一般化していた



本百姓の生活の困窮が幕府にとって問題であったから分地制限令を発令した

- 幕府にとって本百姓の生活の困窮が問題となる理由 … 本百姓が経済基盤だった



本百姓の農業経営 = 生活の維持（没落を防ぐ）をはかる必要があった

問2

- 幕府が質流し禁令を発令した必要性を考える

質流れが問題になってきていた⇒その理由…質流れが事実上の田畠の売買に当たる

- 質流し禁令に対する農民の対応…質地を取り戻そうとした = 質地騒動

- 質地騒動に対する幕府の対応…波及を防ぐために質流し禁令を撤回した



質入れ・質流れによる田畠売買を黙認

問3

- 中世では大農経営⇒名主の下で下人らが大農場を牛馬で犁を引いて耕作した

- 近世では小農経営⇒生産高の増加を企図⇒鍬による耕作が一般化…備中鍬の発明

解答例

問1 農民の間に一般的となっていた小農経営の下で田畠の分割相続が広まっていた。小農である本百姓からの年貢を経済基盤とする幕府は本百姓の没落を防ぎ、農業経営を維持させるために分地制限令を発令して分割相続に制限を加えた。問2 田畠永代売買の禁令が発令されていましたにもかかわらず、困窮した本百姓は田畠を質に入れて借金をしていた。そして、質流れという事実上の売買が行われていた。享保の改革では、質流し禁令を発令してこれを禁止した。農民は質地を取り戻そうとし、出羽や越後で質地騒動が起きた。このため、幕府は質流し禁令を撤回し、質流れによる事実上の売買を黙認することになった。問3 中世では、名主の下で下人らを使って行う大農経営が一般的であった。そこでは牛馬で犁を引いて耕作した。近世での小農経営において、生産高の増加をはかるて鋤による耕作が一般的となった。そのため、深耕に適した備中鋤などが発明され、普及していった。

(399字)

添削課題

解説

【着眼点】

享保の改革の中でも代表的な政策である「上げ米」についての問題であり、幕藩支配体制の在り方についての基本的な設問である。

A 「幕府が上げ米を発令した理由」が問われている。「上げ米」が幕府財政の窮乏を救う手段である以上、ここでは「幕府財政の窮乏の理由」をその「歴史的背景」から述べればよいことになる。

B 「参勤交代の緩和がもたらす可能性のある変化」が問われている。設問には「幕藩体制における幕府と大名の関係に留意しながら」とあるので、参勤交代が幕府と大名のどのような関係を確保する手段であったか、というところから考えてみよう。

【知識の整理】

●上げ米

1716（正徳6）年4月、7代将軍徳川家継が没して2代将軍徳川秀忠の血統が絶え、改元後の同（享保元）年8月、紀州藩主徳川吉宗が8代将軍に就任した。吉宗就任当時の幕府財政は逼迫しており、旗本・御家人への給米などの支出が年貢収納を上回る状況になっていた。吉宗はいわゆる「享保の改革」を実施し、新田の開発と年貢の増徴を中心とする幕府財政の再建をはかるが、これらが効果を現すまでの措置として採られたのが1722（享保7）年発令の「上げ米令」である。

これによれば、旗本に登用される御家人の数が次第に増え、その俸禄の増加とその他の経常支出の総計が年貢収納高を上回り毎年不足になっている、とした上で、今年になって切り米などの支給だけでなく一般行政費にも支障が出るようになった、とその理由を述べ、1万石以上の知行を与えられた大名に対して、①1万石につき米100石を差し出すこと、②代わりに江戸在府期間を半年減免することを規定している。この法令は設問にもあるように、当初から幕閣内部にも批判があり、臨時の措置と考えられていたらしく、年貢増徴が効果を現し年貢収納高が連年150万石前後を記録（1721年は130万余石）するようになった後の1731（享保16）年には廃止されているが、その間の上げ米の量は年間18万7000余石にのぼり、年貢収入の1割以上を占めていた。

●幕府財政窮乏の原因

幕府財政は基本的には年々の年貢によって賄われる仕組みになっていたが、同時に幕府は、佐渡・伊豆などの金山、石見大森・但馬生野の銀山を直轄とし、貴金属資源を独占して、膨大な量の金銀を備蓄し、その財政の基盤としていた。その量は1657（明暦3）年頃（明暦の大火灾の頃）の統計では通常の備蓄金銀380万両相当、非常時備蓄金分銅20個、銀分銅206個（1個約170kg）とされているが、これら備蓄金も宝永年間（1704～11）にはその枯渇が明瞭になっていた（『折たく柴の記』）。

本問ではその原因が問われているが、その始点となるのは明暦の大火灾（振袖火事）であろう。

1657（明暦3）年正月18日に起こった江戸の大火は、江戸市中の過半を焼失する被害を生み、焼死者は3万7000人に及んだという（『明暦炎上記』）。この後江戸では新たな都市計画のもとに、広小路を設けるなどの市街地の整備、隅田川での両国橋架橋などの市域の拡大が行われるが、それには巨額の費用を要した（同様な天災としては1603（慶長8）年の南関東大地震の修築も幕府財政悪化の原因となっている）。

次に、5代将軍徳川綱吉とその生母桂昌院による盛んな寺社修築・新築が挙げられる。綱吉は護国寺の僧亮賢^{りょうけん}や護持院の僧隆光^{りゅうこう}の建言によって、繰り返し生類憐みの令を出したように、仏教の慈悲心と儒学の仁の思想による教化をめざし、寺社への尊崇も篤かった。綱吉は徳川の菩提寺である上野寛永寺・増上寺などを改築した他、母桂昌院の尊崇の篤かった亮賢・隆光にも先に挙げた護国寺・護持院を創建するなど大規模な普請を行った。

第三に長崎貿易における金銀の流出が挙げられる。江戸時代前半の長崎における主要な輸出入品は、

輸入品：生糸・絹織物・皮革・香料・薬種など。

輸出品：金・銀・銅・樟腦など。

である。むろん生糸には国産のものもあったが、中国産の白糸には高級品としての需要が強く、生糸・絹織物を金・銀で買うという、今日の常識で見れば完全な輸入超過貿易であり、先にあげた『折たく柴の記』の中で新井白石はその額を1648（慶安元）年から1708（宝永5）年までのおよそ60年間に、金239万7600両余、銀37万4229貫目余と推計している。先に江戸幕府の経済基盤として指摘した直轄鉱山からの金銀採掘量は1643（寛永20）年頃には大幅に減少しているので、これらの支出はほぼ保有金銀によって賄われたことになる。

最後に、全国的な商品経済の発達が挙げられる。寛文・延宝期（1661～81年）の全国流通網の形成と農村における農業生産力の上昇に伴って、都市の商業が発達するとともに物価も上昇したが、武士の収入源である米価はこれに伴っては上昇せず（米価安の諸色高）、都市生活における財政支出を増大させた。しかも幕府財政の基盤は農民からの米年貢収入に依存していて、これら商品経済の発達を税として吸収するのは困難であり、また、米年貢そのものも地方代官の不正などもあり、当時の検見法では年貢の増徴も思うにまかせなかった。

以上のような諸事情により幕府財政は窮乏し、正徳の頃には幕府の年間歳入76万余両に対してその支出は旗本・御家人の俸禄30万両の他、国用として140万両を要するという赤字財政になっていた。むろん幕府としてもこの状態に手をこまねいていたのではなく、綱吉の時代の、荻原重秀による元禄金銀の鋳造（年間500万両の利益があったとされるが、一方で物価の高騰を招いた）や長崎貿易の制限（定高貿易仕法、1685年）、正徳の治における長崎貿易の制限（海舶互市新例、1715年）などの対策が講じられたが、効果は薄く、より徹底的な財政の再建策が必要となっていた。

●参勤交代

参勤交代はその原型を戦国大名による服属領主の本城勤仕や織田信長による大名の岐阜・安土城参勤、豊臣秀吉による大坂・伏見への大名妻子の居住と大名の上洛（参洛伺候）に求めることができるが、3代将軍徳川家光はこれを1635（寛永12）年の武家諸法度で制度化してのちに細部を規定し、大名は1年ごとに在府と在国を繰り返し（関東の大名は半年ごと、対馬の

宗氏は3年1勤)、役付大名(老中・若年寄・三奉行など)と水戸藩主は江戸定府と定められていた。

幕藩体制は形式的には戦国時代の大名領国制の形態を残したまま、大名知行制をとることによって成立した。そこでは將軍と大名の間には御恩-奉公の封建的主従関係が成立するが、領国支配は基本的に大名の裁量に任せられ、制度的には割拠性の存続は否めなかった。この矛盾を解消するためにとられた手段が参勤交代であり、参勤交代は主従の誓いを新たにする儀式であるとともに平時における軍役(奉公)の性格を有し、これによって大名の知行(御恩)は安堵されることになった。幕府はこの制度によって諸大名による割拠の体制を抑制し、幕府による中央集権支配を確保していたのであり、参勤交代はまさに幕藩支配の根幹をなす制度であったといえる。したがってこの時期の幕府重役層の危惧は決して杞憂ではなく、幕末に行われた文久の改革での3年1勤への変更は幕府権力の低下と江戸の求心性の低下を招き、幕府崩壊の一因ともなった。

【解答のポイント】

A

以下の諸点のいくつを盛り込めるかがポイント

- ①明暦の大火からの復興
- ②5代將軍綱吉による寺社造営
- ③長崎貿易による金銀の流出
- ④金銀採掘量の減少
- ⑤商品経済の発達→物価の上昇→支出の増大

米価低迷→収入の減少

- ⑥年貢徵収の限界

B

参勤交代の意義を説明できるかどうかがポイントになる

- ①將軍-大名の主従関係=御恩-奉公=知行地給付-軍役
- ②参勤交代は平時における軍役
- ③参勤交代の緩和は、主従関係を崩す恐れ

解答例

A 明暦の大火や綱吉の寺社造営、長崎貿易の拡大で支出が増大する一方、金銀産出量の低下や年貢徵収の限界、また商品経済発達による物価上昇下での米価低迷で収入が減少し、幕府財政が破綻した。

(90字)

B 大名知行制を基盤とする幕藩体制では参勤交代は知行給付の見返りとしての平時の軍役であり、大名の割拠性を抑制して幕府の集権性を確保する制度であった。米の上納の代償としての緩和は、御恩と奉公からなる将軍と大名の主従関係の根幹を崩す恐れがあった。

(120字)